

令和6年度第4回古賀市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	令和6年12月10日(火) 15:00~17:00		
開催場所	リーパスプラザこが 中央公民館大会議室	公開の可否	可
事務局	保健福祉部子ども家庭センター	傍聴者数	2名
公開しなかった理由			
出席者	委員	森保之会長、阪木啓二委員、上野加佳委員、伊豆剛直委員、谷口和也委員、江口裕規委員、村山公之委員、梯裕子委員、末次威生委員、薄秀治委員、小川真理子委員、倉掛小竹委員、牧幸子委員、石田愛美委員	
	事務局	宮上保健福祉部長、大浦子ども家庭センター課長、岩熊参事補佐兼子ども家庭係長、村松保育・手当係長、吉武子育て支援係長、ほか2名	
	その他	計画策定支援業務委託事業者1名	
議題	・審議：こども計画素案について		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 計画書素案 ・資料2 第3回子ども子育て会議で出された意見 ・参考資料 部活動地域移行についての資料 ・当日配付資料 追加質問 		

○次第

1. 開会あいさつ
2. 審議：こども計画素案について
3. その他
4. 閉会あいさつ

令和6年度第4回古賀市子ども・子育て会議（会議概要）

1. 開会あいさつ

2. 審議：こども計画素案について

事務局よりこども計画素案、前回会議からの修正点及び前回委員より出された意見について回答。
会長）全体としてはそれぞれ章ごとに共有・審議していきたい。

○第1章～第3章

●第1章～第3章についての質疑・意見

なし

○第4章（施策の具体的な取組）

●第4章についての質疑・意見

委員 計画書素案 60 ページの「安心して学ぶことのできる環境づくり」に、放課後子供教室事業と学童保育所運営事業の二つの事業が入っていることに違和感がある。「学び」の解釈としてはどのようなことをイメージしているのか。

事務局) ここで挙げられている「学び」の部分には、さまざまな考え方が含まれる。放課後子供教室と学童保育が組み込まれている理由は、学校での学びを支えるために、子どもたちが放課後に安心して過ごせる場所を提供する必要があるという考えに基づいている。

本章の構成に関して、これらの事業はさまざまな分野にまたがっている。たとえば、青少年育成活動推進事業の一環としての放課後子供教室は、計画書素案 63 ページに記載されている「多様な居場所づくりの推進」や、計画書素案 69 ページの「地域における子育て支援の充実」にも記載している。

放課後子供教室や学童保育所に関しては、学びのための環境整備、居場所づくり、地域における子育て支援という複数の側面があると考えている。

会長) 放課後子供教室事業もいろいろな内容があって、寺子屋や公民館での取り組みといったものもある。学校の学びというよりは、放課後の学び、そういった意味で「安心して学ぶことのできる環境づくり」というところに入っている状況か。

委員) 放課後子供教室を主催している立場から言えば、古賀市内の小学校の教室では、学習ということとはしていない。自由に遊んだり、体験をさせたりすることに注力したい思いがある。学童保育に至っては、学びというよりは生活の場としての意味合いが大きい。子どもたちは朝から学校で学習を続けているため、学童保育でもさらに学習を押し付けると、ストレスを発散する場所や時間が奪われてしまう。大人の視点で、寸暇を惜しんで子どもに勉強させるべきだという考えに偏ってはいけないと思う。放課後子供教室や学童保育所に関しては、子どもたちが家庭のようにリラックスできる生活の場であるべき。この項目に「学び」を入れるのであれば、学ぶことだけでなく、「安心して過ごすことができる場」という視点も盛り込んでほしい。

会長) 「学び」の定義もいろいろあって、今回に関しては国や県が整備している事業そのものに「学ぶ」という条件がついている。福岡県では平成 13 年ごろから「アンビシャス広場」という形で事業そのものは広がりを見せている。体験活動や居場所という意味の捉え方、そういった意味合いでのフォローが必要だと思う。

委員) 「学ぶ」ときくと、やはりお勉強という感覚にどうしてもなってしまう。「学び」とはどのような意味合いを持っているのかの説明と把握が必要。安心して過ごすという、子どもの生活を支える環境を作っていくことが明確になる必要があると思った。

事務局) 計画書素案 63 ページに記載されている「多様な居場所づくり」の項目において、学童保育所や放課後子供教室も「居場所」として位置づけているおり、子ども達にとって大切な居場所と考えている。

また、学校という学びの場で、放課後、両親が働いていても安心して子どもを送り出せる環境を整えることが大切だと考えている。こうした環境づくりによって、子どもたちが安心して学びの場に通えるようになるという意味合いがある。そのため、この事業は「安心して学ぶことのできる環境づくり」と関連性があると考え、位置づけている。記載方法については、また検討していきたい。

会長) 子どもにとっての学びは 24 時間である。学校はもちろん、学校以外の地域などでも、土日や放課後、学びの場がある。学びの場という考え方は間違っていないと思うので、表現の工夫が必要かと思う。少し検討してほしい。

委員) 計画書素案 62 ページ、「子ども・若者を権利の主体として尊重」に関して、組み込まれている事業は人権センターの事業がほとんどのように見える。全庁的な取り組みとして、事業を示したり、年に 1 回程度、学校の先生方や、事業の担い手、職員などに対する研修を実施したりしていくことが必要だと思う。

人権センターだけで事業を実施するのではなく、この先 5 年、10 年を見越すのであれば、例えば事業主体を「全庁」とするような事業や取り組みを掲げていくのはどうか。

事務局) 昨年度から施行された「こども基本法」によって、子どもの権利が明文化され、子どもの権利に関して認識が変わってきていると感じている。ただし、子どもの権利に関する考え方が、十分に浸透していない部分もあると認識している。そのため、市としても「こども基本法」に基づく子どもの権利についての周知啓発を全庁的に進めていく必要があると考えている。この周知啓発は職員だけでなく、市民、特に保護者の方々に理解していただくことが重要であるため、どのように市民にアプローチしていくかを考えていく必要がある。本計画については、毎年ローリング方式で子ども・子育て会議の場で事業の進捗報告を行い、事業内容を検証しながら柔軟に進めていく予定。また、「子どもの意見を聞くガイドライン」が子ども家庭庁から示されていることを踏まえ、これを基にどのように進めていくかを検討していく必要があると考えている。計画策定後も施策の見直しを行いながら進めていくので、引き続きご意見をいただければと思う。

委員) 長期間の計画であるから、広い視野をもって取り組んでほしい。

委員) 計画書素案 63 ページ、「多様な居場所づくりの推進」について、今の計画に組み込まれている事業と、その事業主体に生涯学習推進課がない。事業として組み込んでいないだけだと思うが、多様な居場所といえ、現にリーパスプラザで行っている事業もすでにあるはず。また、社会教育委員の立場として、公民館をもう少し子どもたちへ開放するべきではないかという話をよくしている。今年の 7 月に公民館を子どもたちへ開放していくためにどのような施策がとれるかということについて、すでに行っている地域へのヒアリングや、市長を交えた話し合いをも実施している。その中でやはり地域の子どもたちが実際に過ごしている場所は公園であるということが分かってきている。

公園と公民館をセットで運用できるような施策や、地域の子どもたちの居場所といった点で、生涯学習推進課の公民館にかかわる事業があれば、計画に含めていただきたい。

事務局) 公民館に関しては、地域で子育て支援をされている方々からお話を伺う中で、よくあがるテーマであると感じている。

公民館は行政区によって状況や方針が異なり、既に居場所として活用されているケースも

あることは承知しており、子ども食堂など居場所としての選択肢もある。ただし、行政区の方針の鍵の管理の問題などにより、利用のしやすさに差があるとの声も聞いている。現状では、公民館を具体的な事業として計画に記載していないが、地域における子どもの居場所の一つとして、考えていく必要があると考えている。

委員) 現時点では事業として存在していないが、公民館が地域の子どものために活用できるような事業を新たに立ち上げてほしい。ぜひ庁内で検討していただきたいと思っている。古賀市内の公民館の多くは、現在、鍵がかかっている状態で、自治会に加入しているかどうかで利用状況に違いが出てしまう問題もある。子どもたちには分け隔てなく公民館を利用できるようにしていくべきだと思う。地域の公民館を子どもの居場所として解放し、思いのある方々が活用できる環境を進めていただきたい。

この事業はすぐに実現することは難しいかもしれないが、今後 5 年から 10 年のスパンで計画を立て、実現に向けて取り組んでいただけたらと思う。現在は具体的な計画や事業にはなっていないが、長期的な視点で取り組むべき課題ではないかと考えている。今の段階で「将来的に実施をめざす」という形で記載することはできないのか。

事務局) 1つの考え方として、計画書に記載できることは記載していくという考え方と、この会議でいただいたご意見をもとに、計画の運用にあたって留意すべき事項として答申書に記載していくという方法がある。計画書の中で具体的な事業として記載するのが難しい内容についても、運用時に留意すべき事項として、市長への答申に盛り込む形で整理する予定。記載が難しい内容についても最終的な答申書の中に入れていく方向性を検討したい。子ども子育て会議として出されたご意見をもとに、どのように進めるべきかを整理していきたいと考えている。

委員) 子ども食堂についても、市の事業化が進んできているので、公民館の利用というところともつながってくると思う。

会長) 古賀市の公民館がどのように機能しているのか、鍵がかかっていると聞いて驚いている。古賀市のコミュニティスクールも始まってから 5~6 年が経過している。その中で、地域学校共同活動推進の一環として、公民館やコミュニティセンターは非常に重要な役割を果たすべきだと思う。

公民館は地域のコミュニティと子どもたちの居場所として、非常に大切な存在。国が示す「学校を核とした地域づくり」という視点も広まりつつあり、公民館の現状については把握し、前向きに取り組んでほしいと思う。全国的にも子どもを中心とした地域づくりが進む中、公民館が居場所として活用される動きが広がってきている。

例えば子ども食堂で活用されることがあるように、公民館は子どもたちの食事や交流の場として機能する場所になる。鍵がかけられている現状は非常にもったいないと感じる。これまでの行政区の運用方針や課題が背景にあるかもしれないが、「多様な居場所づくり」のための拠点として公民館を活用するのは、考え方を変えれば大きなチャンスになるのではないだろうか。

○前回会議で出された意見の回答について

●前回会議で出された意見の回答についての質疑・意見

委員) 資料2の質問1の回答について、資料中の「施策の方向」で示されているものは市の計画か、県の計画か。

事務局) 古賀市の計画の4章に関連する事業を示している。

委員) おそらく今年度の出生率は70万人を切るという予測が出ていると思うが、少子化のスピードは相当なもので、少子化に歯止めをかけるために何をしていくのかが大事だという話を前回会議でしたが、この回答では少子化に歯止めがかかるとは思えない。数年前にも市へ依頼したこともあるが、例えば、古賀市が独自で行うべき施策について、各年代別の部会などを開いて、専門的な話をすればもっといい計画ができるはずだと思う。本計画についてはいったんこの形で決まっていこうが、その先についてはやはり乳幼児、小中学校、義務教育機関の部会、青少年、障がいの分野など、専門的な知識のある方をあつめて、議論を重ねていく必要があると思う。そういった取り組みを今後はぜひ進めていただきたい。

委員) また、資料2の質問5の回答について、学校での正規の職員の定数は満たしているということで間違いないか。回答には講師とあるが、講師は正規の職員でないのではないか。また、実際に各小中学校でどれくらい正規の職員が不足しているか具体的に出せないとのことであったが、なぜ出せないのか疑問に思う。

会長) 講師は正規の職員ではないが、正規の定員として講師も入っているという認識。回答としてはその後、育休・産休で一部欠員が出ている状況だと思われる。

委員) 欠員というよりは、子どもたちのための計画にも関係してくると思われるが、やはり先生をきちんと揃えること、講師がダメだというわけではないが、本来理想的なのは、採用試験に受かった正規の教員を揃えること、ただ、少子化の影響や労働環境などさまざまな事情があってそれができない形になってきていることは理解している。しかし、子どもたちのためには一生懸命やってくれる先生が揃うのがベターだと思う。

私が質問している理由としては、この計画を立てる上で、そういった教育的側面にもうちよつと力を入れた方がよいのではという思いがあるので、建設的な議論を進めていくためにそうした情報をオープンにしていく努力は必要なものだと思っているので、よろしく願いしたい。

委員) それから、資料2の質問6の回答について、「部活動の地域移行に向けて検討を重ねている。方針を作成する予定である。」と書いてあるが、その方針が出る前に本計画の中に「部活動活性化事業」は組み込まれる形となる。つまり、事業の内容がわからないまま計画が策定される形となってしまうが、それでは私は納得できない。本来であれば、部活動地域移行推進の中身がわかったうえで古賀市の子ども計画に組み込まれるのであれば意味は分かるが、その内容が明かされないまま、決まらないまま進んでいくということに違和感を覚えている。市から提示された参考資料には、「なぜ地域移行するのか」と、「地域クラブについて」の説明が示されているが、実現についてはなかなか難しいと思う。そもそも地域移行した際の指導者すら見つからないような状況の中で、何年度までにゴールするということが先行して決まっている。地域移行を進めていくのであれば、まず活動する子どもの居場所をどうするのかということが大切だと思う。もう少しどこかで協議されているのかもしれないが、それが出てきてないのでなんとも言えないというのが現状。

会長) 今現在古賀市でもどのように部活動地域展開を進めていくかの会議が開かれていることと思う。

国の流れについて補足すると、参考資料は地域移行となっているが、従来の「地域移行」という名称から「地域展開」に変更され、学校教育の枠を超えて地域全体で活動を広げていくという意図が明確になってきている。当初の「地域移行」という言葉が、学校が関与しなくてもよいといった誤解を生んでいたことから、意味合いが変わってきているところである。今後、学習指導要領の改訂に伴い、この「地域展開」という考え方がさらに広がる見込みである。国の方針に基づき、県も同様の条件で進めている。そして古賀市でも、国の指針に準じて、部活動の地域展開に向けた計画を進行中であり、契約や指導者の配置などを検討している段階だと考えられる。ただ、現状の進捗については、私も詳細を把握していない。

委員) 私も詳細を知りたい。

委員) 同じく知りたいところ。ただ、この計画にはどのような中身であれ「部活動活性化事業」は掲載されてしまう。議論をする、しないという以前の問題だと思う。

会長) 今回の子ども計画を制定していくにあたって、部活動の地域展開というテーマについて意見を聴取するか、教育委員会、担当部局にそういう不安があるということをご伝えてもらえればと思う。難しい問題だと認識している。

県内でも、部活動の地域展開に対する懸念がいくらか上がっており、その背景には「地域移行」という言葉が誤解を招いた点があると考えられる。他県の例であるが熊本市では、部活動の運営を従来通り学校で継続する方針になってきている。しかし、本来の国の狙いは地域全体で部活動を支える「地域展開」であり、学校だけで運営する限界を補うために広げるべきだという趣旨となる。従来、学校内で閉じた形で行われていた部活動は、教師の負担増や運営の問題が指摘されてきていた。今後地域で部活動を動かしていくとなると、特に部活動指導に熱心で得意な教師からは「自分たちの役割が奪われるのではないか」という声もあるようだが、「地域展開」という言葉がより適切で、今後学習指導要領でもこうした考え方が反映されるのは確実だと考えられる。

古賀市でも、委員会などの検討機関で国や県の動きに準じた計画が進行しているはず。これに関する情報を共有し、私たちも理解を深めた上で、適切な形で答申に反映させるプロセスが重要だと思う。

事務局) いただいたご意見を一旦受け止めさせていただきたい。現在進行中の議論の内容について、可能な限り共有し、より分かりやすくお伝えできるよう努めたいと思う。そのため、教育委員会とも協議を進めていきたい。

会長) 内々だけでこのようなことを決めていることはないと思うが、よろしくお願ひしたい。

事務局) 地域展開という言葉に関しては、計画書素案の 59 ページに「部活動の地域展開」という形で記載させてもらっている。

会長) 「地域展開」になると学校の先生も関わっていく形になる、その方向で国の方針は固まっている。それから、1 番目の質問である出生数についての委員の意見に関して、事務局のほうから何か回答できればぜひお願ひしたい。

事務局) 現在、出生数が非常に驚くべき速さで減少していることについては、市としても状況の厳しさを認識している。先ほども申し上げたところであるが、例えば、子ども子育て会議やこの計画の策定において、市が政策を執行する際に留意すべき事項として、ご意見を答申書にしっかり反映させることが重要だと考えている。その趣旨を強く盛り込むことで、市としても尊重すべき指針を

明確にできるのではないかと思う。

委員) 資料2の質問7の回答について、子どもの意見を反映した取り組みということで、具体例を挙げていただいているが、これらを総称して、計画書素案の62ページ、「子ども・若者を権利の主体として尊重」に事業として組み込んで表現することはできないのか。

事務局) 資料2の回答に記載している例は、それぞれ一つの事業として立ち上げているもの、事業として位置づけてはいないものもあるため、例えばリード文中での書きぶりであるとか、そういうところで検討していきたいと考えている。

○事務局より、追加の意見とその回答について資料配布の上説明。

●追加質問の回答に対する質疑・意見

なし

●その他、現時点までの計画書素案に対する質疑・意見

委員) 病児保育について、アンケート等からの調査結果からは、病児保育のニーズが若干向上しているような数字が出てきている。私自身はもっと病児保育の必要性があると認識している。そういった取り組みを拡充して行くことも課題であると考えているため、よろしくお願ひしたい。

計画書素案21ページに、「病児保育や病後児保育の利用希望」とあるが、「病後児保育」の記載が消すような形で訂正されている。これについての理由を伺いたい。

事務局) 現在よく使われる表現として、病児保育と病後児保育を合わせて「病児保育」という形で示している。病後児保育を実施しないという意味ではなく、意味合いが包摂されているためこのような記載となっている。

○第5章（量の見込み）

●第5章についての質疑・意見

委員) 計画書素案75ページ、教育・保育の量の見込みについて、こちらの表の児童数推計については、例えば0歳児であれば、出生数の推計と考えてよいか。

事務局) 児童数推計の数字はご質問のとおり人口推計に基づいて割り出した数字であり、0歳児は出生数の推計となっている。

委員) 児童数推計は令和11年まで示されていて、令和9年くらいに中間見直しを実施するという話だったが、この減少率は何か根拠があるものか。

事務局) 過去5年間の児童数などをもとに減少率を計算して推計した数値となる。

委員) 計画書素案86ページ、「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」について、過去の実績の令和4年度が44と示されているが、この数字にはどういう意味があるのか。また、ショートステイの施設そのものは古賀市内にあるのか。

事務局) これは利用者数と日にちを示している。ショートステイの施設自体は古賀市内にはない。

委員) 実際44という数字に述べ44人が利用されているのか、もしくは一人の利用が44回という形になるのか。

事務局) 複数人が利用した合計日数となる。ショートステイの場所について、現在古賀市は4か所の施設と契約を結んでおり、久山や鞍手など、古賀近隣の児童養護施設や乳児院が事業を実施している。

委員) 市外の施設となると、対象の子どもが学校に通学できない状況も考えられるが、市内の里親が預かったり、何か市内で補完できたりするような体制を作る予定はあるか。

事務局) 国の方針としては里親に委託することを推進している状況だが、現時点で古賀市の方で里親への委託はまだできていないのが現状である。

○第6章(計画の推進体制)

●第6章についての質疑・意見

委員) 成果指標と参考指標について、めざす方向性として矢印の向きが示されているが、これについて目標値は設けているのか。

事務局) 現在お示ししている指標の現状値から目標の具体的な数値を設定していくのは難しいと考えている。指標に基づいてめざしていく方向性として、それぞれ矢印の方向で記載している。現状維持の方向性であれば横矢印といった形で記載している。

委員) 現状の数値をどれくらい上げていきたいのか、また、現状の数値がどのくらい低いのか、それとも高いのかというのも今のままではわからないかと思う。例えば成果指標の基本目標1-Aは、現状値の21.1%を下矢印、減じていくとしているが、これは何%であれば良いとするのか。10%に減じれば矢印の向きは変わるのか。

事務局) 指標の方向性について、めざすべき方向性としては、例えば成果指標の基本目標1-Aでいえば「満足度が低い」と感じている人が0%になるのが究極の理想的な形ではあるが、現実的にはそうはなるのは難しい。この指標に関しては、前回の計画では設定をしておらず、今回をスタートとして、5年後に再度同じ設問でアンケートを実施し、数字の上下を事業の成果の判断基準のひとつとしたいと考えている。指標として、単に数値で示すのではなく、数値の変化に注目し、それに基づく改善点を明確にしていきたいと考えている。

会長) 前回全く設けていなかったところから指標示していくということは大事な観点。また、現状からの見通しについても確認したいところ。

委員) 目標というのは数値化するのが難しいものもあることは理解している。しかし、数値化できる目標もあると思うので、そういった数値化できる目標に対しては、それを達成するために具体的な目標値を設定し、めざしていくことが重要だと考えている。そうしなければ何をもって達成とするのかもわからなくなるため、やはり必要なのではないかと思う。

会長) 可能なものについてはできる限り目標値を定めたほうがよいのではないかと提案したい。めざす方向性、頑張る方向性が明確になることで、これからの方針が明確になる。

委員) 計画の進捗を測る指標についてとても関心がある。計画はできたところがゴールではなく、そこから勝負だと思って見ているが、これは結局、5年後にアンケートを取らないと結果は分からない。そのため、毎年少しずつ改善が見えているかどうかが見えにくいものになっているし、めざす方向性について数値で表せる目標を示して、毎年進捗が私たちにも分かるようになってほしいと思う。

委員) 進捗に関しても、進捗を測る指標なので、結果となる具体性が欲しい。令和9年の中間見直しを行う際、計画全体の見直しではなく、進行中の進捗状況を確認し、必要に応じて変更することをしっかり把握していきたい。また、評価の方法について、毎年どのように評価を行い、見直しを立てるのかを確認したい。

事務局) 成果指標については、5年に1回のアンケート調査を実施し、各事業の成果を測定することと考えている。また、毎年の進捗報告については、これまで通り、事業の進捗状況を報告することに加えて、今回参考指標として示している数字を更新し、会議の場で提供したい。これに関しては主に市のアクションプランから把握できる数字となっているため、毎年更新ができるもの。これにより、毎年の進捗状況についての一定の把握が可能となるが、成果指標については、5年後の成果として、市民の捉え方などがどう変化したかを測定することに重点を置きたいと考えている。

会長) 指標については、参考指標は毎年チェックし、成果指標については毎年更新をしないとといった使い分けを行っていくということか。ただし、めざすべき目標値を設定することが可能であれば、可能な部分だけでも目標値を設定していくべきだという意見についてぜひ検討してほしい。子ども子育て会議として、積極的な意見として提案させていただきたい。

もちろん、指標そのものが定められたことは前回の計画からの進展を示している。全てを反映することは難しいかもしれないが、少しでも達成感を感じることで頑張る意欲が湧くと思うので、お願いしたい。

委員) もう一点、計画書素案 101 ページの、「子どもの意見を尊重した施策の推進」について、子どもの意見を聴くことの重要性のなかで、「直接意見を聴くことで、子どもや若者の状況やニーズをよりの確に把握することができます」と記載されている点について、少し懸念を感じている。子どもの意見を聴くことがそのまま子どもの意見を尊重することに繋がると誤解される恐れがあると思う。現場で実際に赤ちゃんから青年期までの子どもたちと対応する際、実際には声を上げられない子どもも多くいる。この書き方だと、声を上げられる子どもの意見だけが重要視されるように見えてしまう。

特に、声を上げられない子どもたちについても配慮が必要。現在、実施されている IPPO プログラムなどで、その中で赤ちゃんの「声」をどのように代弁して汲み上げるかといった取り組みも行っている。ただし、これらの声が外に広がらないため、受けている人々だけがその情報を知っているという現状がある。赤ちゃんの声や、言葉にできない子どもたちの声を広く伝えるためには、現場で接している大人たちの意見も重要であり、その声も取り入れていくべきだと思う。

2. その他

3. 閉会あいさつ